

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づく情報の公表

1 採用した職員に占める女性職員の割合

職員のまとまり	令和2年度	令和3年度	令和4年度
警察官	24.3%	22.9%	25.2%
一般職員	52.6%	100%	40.0%

2 職員に占める女性職員の割合

職員のまとまり	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
警察官	9.5%	9.8%	10.6%
一般職員	44.5%	45.5%	45.3%

3 各役職段階に占める女性職員の割合及び伸び率

役職	令和2年4月1日現在		令和3年4月1日現在		令和4年4月1日現在		令和5年4月1日現在		伸び率(R2年からR5年まで)	
	警察官	一般職員	警察官	一般職員	警察官	一般職員	警察官	一般職員	警察官	一般職員
警視及び同相当職	0%	5.0%	0%	8.7%	0.9%	9.5%	0.9%	13.6%	0.9	8.6
警部及び同相当職	3.9%	26.8%	4.4%	28.1%	3.5%	29.5%	3.5%	29.5%	-0.4	2.7
警部補及び同相当職	3.4%	43.5%	3.9%	44.7%	4.3%	45.3%	4.8%	43.3%	1.4	-0.2

「警視及び同相当職」～警察本部課長・室長相当職、「警部及び同相当職」～警察本部課長補佐相当職、「警部補及び同相当職」～警察本部係長相当職

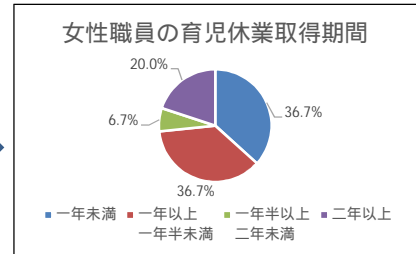
4 男女別の育児休業取得率及び取得期間の状況

男女別の取得率

職員のまとまり	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	女性取得率	男性取得率	女性取得率	男性取得率	女性取得率	男性取得率	女性取得率	男性取得率
警察官	100%	1.0%	100%	1.1%	100%	8.3%	100%	32.3%
一般職員	100%	0%	100%	8.3%	100%	16.7%	100%	60.0%

取得期間の状況(令和4年度)

【男性職員】	2週間未満	2週間以上一月未満	一月以上半年未満	半年以上一年未満	一年以上
	22.4%	35.8%	37.3%	3.0%	1.5%
【女性職員】	一年未満	一年以上一年半未満	一年半以上二年未満	二年以上	
	36.7%	36.7%	6.7%	20.0%	



構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

5 出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇取得率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出産補助休暇	72.2%	83.0%	93.6%	94.1%
男性職員の育児参加のための休暇	25.9%	44.8%	70.1%	83.3%
5日以上取得率	15.1%	26.3%	42.2%	59.1%

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長崎県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.8%
全職員	78.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-%
本庁課長相当職	93.1%
本庁課長補佐相当職	88.0%
本庁係長相当職	88.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.8%
31～35年	89.9%
26～30年	88.1%
21～25年	83.7%
16～20年	83.9%
11～15年	84.6%
6～10年	87.2%
1～5年	93.2%

【説明欄】

2.(1)役職段階別集計のうち、本庁部局長・次長相当職に該当する女性職員は、現時点では不在のため、「-」表記をしています。

女性職員と比べ、男性職員は、主たる扶養者として扶養親族のある職員に支給される扶養手当や、異動に伴い単身で生活することを常況とする職員に支給される単身赴任手当の受給が多い傾向にあります。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。